

介護事業所研修体制構築支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 長崎県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）は、長崎県からの委託を受け、研修体制構築を行う介護事業所等に対して交付する介護事業所研修体制構築支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとする。その交付については、この要領に定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第2条 この補助金は、介護職員の定着を促進するため、介護職員の資質の向上、事業者に対する研修効果の理解促進及び介護事業所における研修体制の充実を図り、介護人材の確保に資することを目的として交付する。

(補助金交付の対象事業所)

第3条 この補助金は、次の事業・取組を全て実施する事業所を交付の対象とする。

- (1) 長崎県内において、介護サービスを提供する事業所。
- (2) 職員の人材育成計画等（「資質向上のための計画」等）を構築する事業所（構築済みの事業所を含む）。

(補助金の対象事業)

第4条 前条に規定する事業所が実施する下記の事業とする。

- (1) 経験の浅い（通算3年以内）無資格の職員に、介護職員初任者研修を受講させる事業。
- (2) 介護福祉士国家資格を受験する職員に、受験対策講座を受講させる事業。
- (3) 職員に、介護プロフェッショナルキャリア段位制度「評価者（アセッサー）講習」（以下「評価者（アセッサー）講習」という。）を受講させる事業。

(補助金の対象)

第5条 補助金の対象は、前条に規定する事業に要する経費のうち、受講料として事業者が負担した経費とする。ただし、以下の要件を満たすものでなければならない。

- (1) 前条第1号の事業については、受講開始日が補助申請年度の4月1日以降であり、受講開始日の属する年度の3月31日までに、受講者が介護職員初任者研修課程を修了し、修了証の交付を受け、受講料の支払いまで完了していること。
- (2) 前条第2号の事業については、受講開始日が補助申請年度の4月1日以降

であり、受講開始日の属する年度の3月31日までに、受講者が講座を修了し、受講料の支払いまで完了し、かつ、介護福祉士国家試験の受験申込を行い、受験票の交付を受けていること。

- (3) 前条第3号の事業については、受講開始日が補助申請年度の4月1日以降であり、受講開始日の属する年度の3月31日までに、受講者が評価者（アセッサー）講習を修了し、修了証の交付を受け、受講料の支払いまで完了していること。

（補助金の算定方法）

第6条 この補助金の交付額は、以下により算出するものとする。

- (1) 第3条に規定する事業所に交付する補助金の補助対象額は、別表1に定める対象経費の実支出額と、基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額に別表1に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 この補助金の交付申請は、別紙様式1による交付申請書に關係書類を添付して、別に定める日までに、県社協に提出しなければならない。

（変更等の申請）

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式2による変更交付申請書に關係書類を添付して、別に定める日までに提出しなければならない。

（交付の条件）

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 申請を取り消す場合には、県社協に連絡をしなければならない。
- (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除き、事業を中止した場合には、交付した補助金の一部、又は全部の返還を求める場合がある。
- (3) 事業に係る収入及び支出が判る証拠書類を補助対象事業の完了の日（事業を中止し、又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

（交付決定の通知）

第10条 県社協は、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、別紙様式3

(変更交付決定の場合にあつては、別紙様式4)により交付決定の通知を行うものとする。

(実績報告)

第11条 実績報告書の提出期限は、事業が完了した日から30日を経過した日(又は翌年度の4月10日)とする。

2 実績報告は、別紙様式5による報告書に関係書類を添付して、県社協に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 県社協は、補助金の額の確定をしたときは、申請者に対して別紙様式6により確定の通知を行うものとする。

(補助金の支払)

第13条 精算払とする。

2 補助金の精算払の請求をしようとするときは、別紙様式7による請求書に、第10条に定める様式に关系書類を添付して、県社協に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

改正 平成30年4月2日

(別表1) 第6条第1項関係

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1人当たり 100千円	介護職員初任者研修の受講料として事業者が負担した経費	2/3 ※ただし、 1,000円 未満は切捨て
1人当たり 60千円	介護福祉士の受験対策講座の受講料として事業者が負担した経費	
1人当たり 20千円	介護プロフェッショナルキャリア 段位制度「評価者(アセッサー)講習」の受講料として事業者が負担した経費	